

# 海外で学ぶ 日本の子どもたち

—— 我が国の海外子女教育の現状 ——



平成 21年 2月

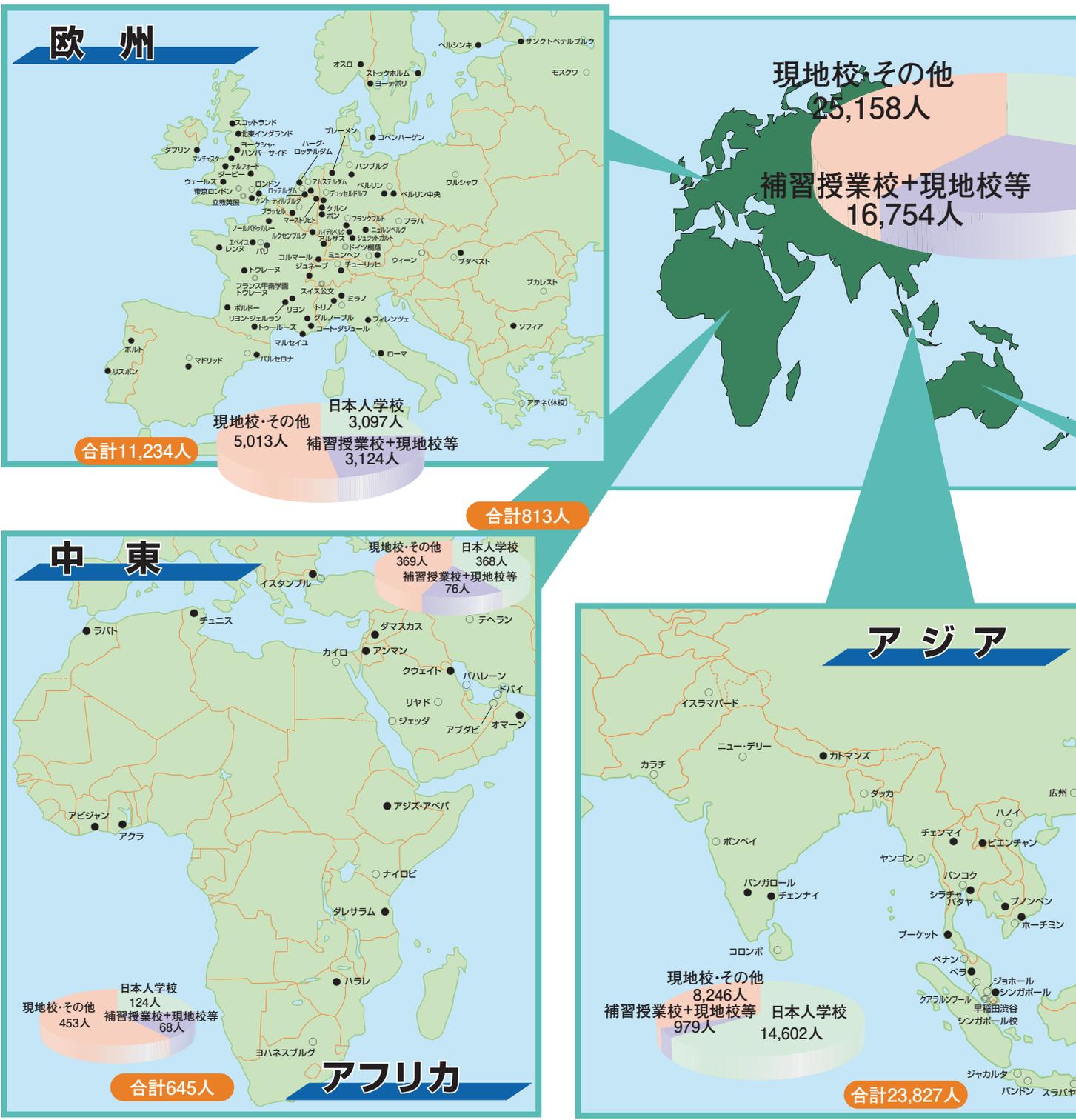


文部科学省

# 海外子女教育について

我が国の国際的諸活動の進展に伴い、多くの日本人がその子どもを海外に帯同しています。現在約6万1千人の義務教育段階の日本人の子どもが海外で生活しています。また、海外に長期間在留した後帰国する子どもの数は平成19年度間には約1万1千人となっています。

我が国の主権の及ばない外国において、日本人の子どもが、日本国民にふさわしい教育を受けやすくするために、政府は、憲法の定める教育の機会均等及び義務教育無償の精神に沿って、海外子女教育の振興のために様々な施策を講じています。



(注)「補習授業校」については、政府援助を受けているもののみ掲載。  
 円グラフ中「補習授業校+現地校等」とは、補習授業校と現地校またはインターナショナルスクール等に並行就学する者をいう。  
 円グラフ中「現地校・その他」とは、在留当国児童生徒のための学校やインターナショナルスクール等のみで就学する者をいう。  
 子どもの数は、外務省「管内在留邦人子女数調査」による、平成20年4月現在の人数である。

# 世界各地の在外教育施設

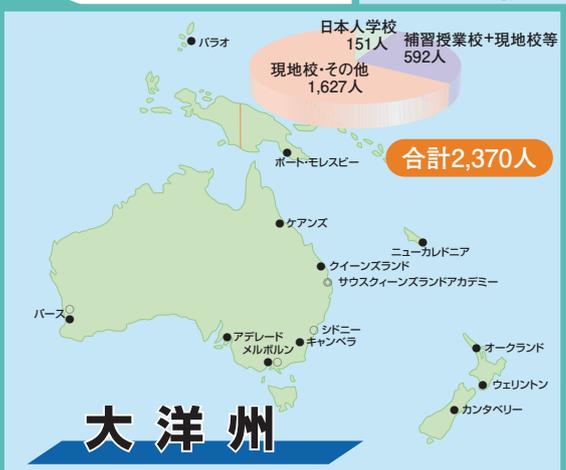
日本人学校 477人  
 現地校・その他 8,789人  
 補習授業校+現地校等 11,779人

## 地域別・就学形態別 子どもの数(義務教育段階)

- ：日本人学校
- ：補習授業校
- ◎：私立在外教育施設

日本人学校  
 19,340人

総計61,252人



## 海外の子ども(義務教育段階)の数の推移



## 在外教育施設とは

在外教育施設とは、海外に在留する日本人の子どものために、国内の学校教育に準じた教育を実施することを主たる目的として海外に設置された教育施設です。

在外教育施設は、「日本人学校」「補習授業校」「私立在外教育施設」の3つに分けることができます。

## 日本人学校はこんなところ

国内の小学校又は中学校における教育と同等の教育を行うことを目的とする全日制の教育施設です。一般に現地の日本人会が主体となって設立され、その運営は日本人会や進出企業の代表者、保護者の代表などからなる学校運営委員会によって行われています。昭和31年（1956年）にタイのバンコクに設置されて以来、平成20年4月15日現在では、世界50カ国・地域に86校が設置されており、約1万9千人が学んでいます。

日本人学校は、文部科学大臣から、国内の小学校又は中学校と同等の教育課程を有する旨の認定を受けており、日本人学校中学部卒業者は、国内の高等学校の入学資格を有します。教育課程は原則的に国内の学習指導要領に基づき、教科書も国内で使用されているものが用いられています。

また、最近の国際化の風潮により、ただ日本の勉強をするだけでなく、現地の言葉や歴史、地理など現地事情に関わる指導を取り入れたり、現地校と協力することにより、現地の子どもたちとの交流を積極的に進めるようになっていきます。また、「国際学級」を設け、外国人の子どもを受け入れている学校もあります。現在、すべての日本人学校小学部において、英語・英会話などの外国語教育が実施されているほか、中学部においても教科としての英語以外に英会話あるいは現地語の学習が行われています。



**パリ日本人学校（フランス）**

現地のポールフォー校の児童と一緒に、工作や踊りを通して交流を行いました。



**ブエノスアイレス日本人学校（アルゼンチン）**

学習発表会で劇を行った時の様子です。

## 補習授業校はこんなところ

現地の学校や国際学校（インターナショナルスクール）に通学している日本人の子どもに対し、土曜日や放課後などを利用して国内の小学校又は中学校の一部の教科について日本語で授業を行う教育施設です。日本人学校と同様、現地の日本人会等が設置運営主体となっています。昭和33（1958年）年に米国のワシントンに設立されて以来、平成20年4月15日現在では、世界55カ国に201校が設置されており、約1万7千人が学んでいます。このうち、一部は、授業時数や授業科目が日本人学校に準じているもの（いわゆる「準全日制補習授業校」）があります。

教育の特色としては、国語を中心に、施設によって算数(数学)、理科、社会などを加えた授業が、国内で使用されている教科書を用いて行われています。



**グアダハラ補習授業校（メキシコ）**  
「補習校祭り」で全校生徒が御神輿を担ぎ、日本文化を体験しました。

**シアトル補習授業校（アメリカ合衆国）**  
小学部6年生の社会科の授業です。



## 私立在外教育施設はこんなところ

国内の学校法人等が母体となり海外に設置した、全日制教育施設です。平成20年5月1日現在、世界に10校が設置されています。

私立在外教育施設は、文部科学大臣から、国内の小学校、中学校、若しくは高等学校と同等の課程を有する旨の認定又は、相当の課程を有する旨の指定を受けており、私立在外教育施設の中学部の卒業者は国内の高等学校の入学資格を、高等部卒業者は国内の大学の入学資格をそれぞれ有しています。

# 海外子女教育に関する国の施策

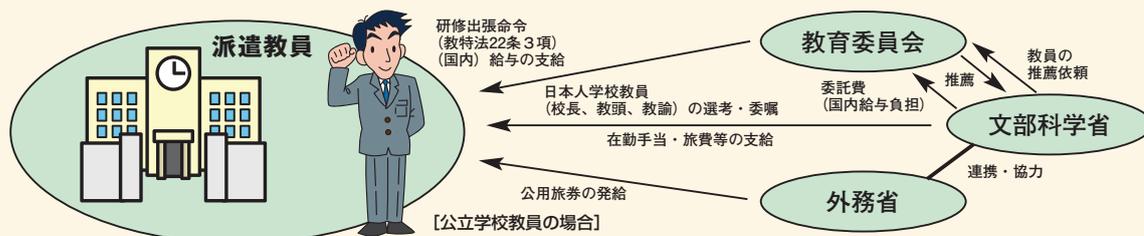
## 【在外教育施設に対するもの】

### 1. 日本人学校・補習授業校への教員派遣

文部科学省では、海外子女教育の重要性にかんがみ、日本人学校・補習授業校の教育の充実を図るため、国内の義務教育諸学校の教員（主に公立学校の教員）を2～4年間世界各地の日本人学校・補習授業校へ派遣しています。

ただし、補習授業校に関しては大規模な施設に対し、基幹的な役割を果たす教員を派遣しています。

平成20年度の派遣教員等定数は1,335人です。



### 2. 在外教育施設シニア教員の派遣

海外子女教育の充実に資するため、平成19年度から在外教育施設の派遣教員経験を有し、かつ国内外で管理職としての経験を持つ退職教員を派遣しています。平成20年度は19名を派遣しています。

### 3. 在外教育施設国際交流ディレクターの派遣

在外教育施設を拠点とした現地との交流の促進を図るため、平成20年度は7名を派遣しています。

### 4. 教材整備の推進

文部科学省補助事業として、(財)海外子女教育振興財団を通して実施しています。

### 5. 教員の資質向上のための施策

教員のための各種協議会・研修会・巡回指導を実施しています。

### 6. 在外教育施設における安全対策

## 【海外の子どもに対するもの】

### 1. 義務教育教科書の給与

海外に在留し、またこれから出国する義務教育段階相当年齢の子どもを対象として、国内で最も多く採択されている義務教育教科書を給与しています。

### 2. 通信教育の実施

文部科学省補助事業として、(財)海外子女教育振興財団において実施しています。

### 3. 教育相談の実施

文部科学省補助事業として、(財)海外子女教育振興財団において実施しています。

URL <http://www.joes.or.jp/sodanjoho/sodan.html>

## 【その他】

### 1. ホームページ「クラリネット」の開設

海外子女教育・帰国児童生徒教育等に関する情報の提供を行っています。

URL [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/main7\\_a2.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm)

### 2. 国際教育センターの設置

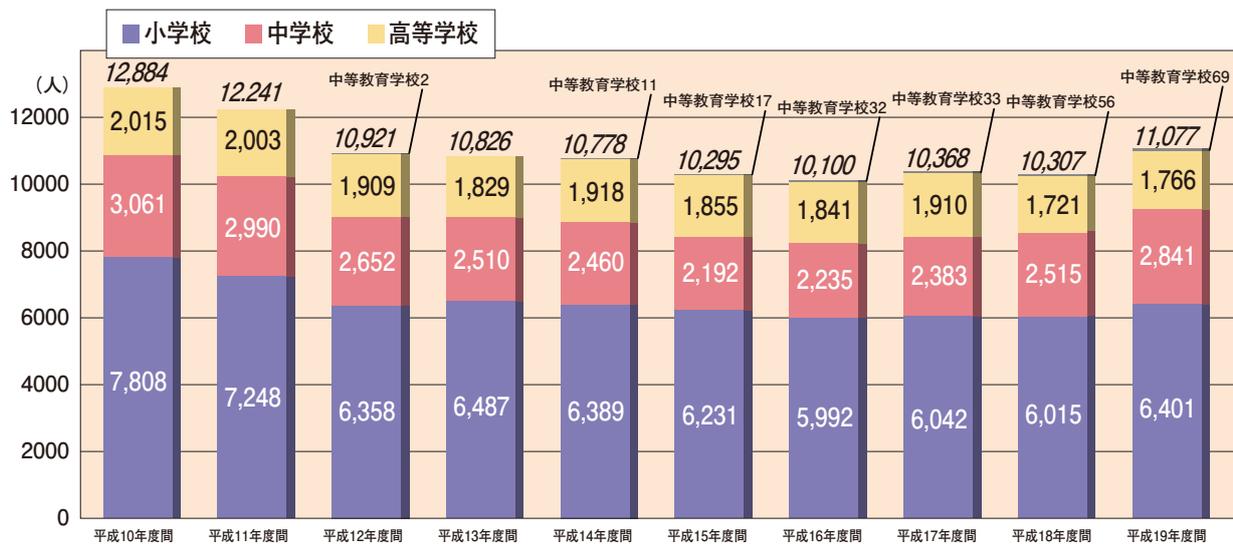
国立大学法人東京学芸大学に全国共同利用施設として設置し、海外子女教育や帰国児童生徒教育等について専門的な研究を行っています。

URL <http://crie.u-gakugei.ac.jp/>

# 海外から帰国した児童生徒について

## 帰国児童生徒数の動向

海外に長期間（1年以上）在留した後、日本へ帰国した児童生徒数は、平成19年度間で小学校、中学校及び高等学校等合わせて11,077人となっています。学校別では、小学校段階の児童生徒数が最も多く、次に中学校、高等学校の順になっています。



出典：文部科学省「学校基本調査」

(注)「帰国児童生徒」とは、海外勤務者等の子女で、引き続き1年を越える期間海外に在留し、各年度間帰国した児童生徒を言う。

## 帰国児童生徒教育に関する国の施策

海外から帰国した子どもたちに対し、国内の学校生活への円滑な適応を図るだけでなく、帰国児童生徒の特性の伸長・活用など、海外における学習・生活体験を尊重した教育を推進する観点から以下の施策を実施。

1. 帰国・外国人児童生徒受入促進事業の実施（平成20年度22地域）
2. 帰国・外国人児童生徒教育及び国際理解教育担当指導主事等連絡協議会
3. 国立大学・学部附属学校への帰国子女教育学級等の設置

※ 9 大学 20 校

（小学校 7 校、中学校 10 校、高等学校 2 校、中等教育学校 1 校）（平成 20 年度）

4. 高等学校・大学入学者選抜における特別な配慮（帰国子女特別枠の設定等）の要請

※国立教育政策研究所の高等学校転入学に関する情報

URL <http://www.nicer.go.jp/jmap/learn/Top.php?visit=t&type=11>

※独立行政法人大学入試センターの大学入試に関する情報

URL <http://www.heart.dnc.ac.jp/>

5. 学校教育におけるJSL（第2言語としての日本語）カリキュラムの開発・普及

## 在外教育施設の認定に関するQ & A

Q

### 在外教育施設の認定制度が創設された経緯について、教えてください。

A

在外教育施設は、我が国が歩んできた急速な国際化の進展の中で、海外に在留する邦人子女の教育施設として、重要な役割を担ってきています。

在外教育施設については、まず、認定制度の前身である指定制度が創設され（昭和47年）、国内の中学校の課程に相当する課程を有する在外教育施設のうち、文部大臣の指定したものの修了者については、高等学校入学資格が認められることになりました。そしてこれに続いて、在外教育施設に対する指定の対象が国内の高等学校の課程に相当する課程を有する在外教育施設に拡げられ、その修了者については大学入学資格が認められることになりました（昭和53年）。

その後、海外に所在する教育施設としての特性を十分に生かした教育活動の展開が求められるようになるとともに、国内の学校法人等の海外進出の活発化に伴い、私立在外教育施設の設置運営の適正化、教育水準の維持向上及び在外教育施設の指定の基準・手続きの明確化に対する要求が高まってきました。

このため、平成2年、海外子女教育に関する調査研究会（教育助成局長裁定）が設置され、平成3年に、「在外教育施設文部大臣指定制度の改善について（報告）」がとりまとめられました。これを受けて、関係省令の改正及び在外教育施設の認定等に関する規程の制定が行われ、在外教育施設の認定制度が創設されました。認定制度の概要は次頁のとおりです。

Q

### 在外教育施設が認定されると、どうなるのですか。

A

認定制度では、在外教育施設の設置者の申請に基づき、当該在外教育施設が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有する旨の認定を行うことにより、以下のような効果が生じます。

- 卒業者には高等学校又は大学の入学資格が認められる。（学校教育法施行規則第95条第二号及び第150条第二号）
- 高等学校卒業程度認定試験の試験科目に相当する科目を修得した者については当該試験科目について試験を免除される。（高等学校卒業程度認定試験規則第5条第3項）
- 認定在外教育施設における勤続年数を校長、副校長及び教頭の基礎資格である在職年数とすることができる。（学校教育法施行規則第20条及び第23条）
- 教育課程については、学習指導要領等の定めるところによるが、地域社会、申請施設又は児童生徒の実態等から特に必要である場合には、弾力的取扱（一部につき特別の教育課程によること）ができる。（在外教育施設の認定等に関する規程第9条）

## 在外教育施設の認定制度について

### 【認定制度】

文部科学大臣が、在外教育施設の設置者の申請に基づき、在外教育施設が国内の小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有する旨の認定を行うもの

### 【設置者】

1. 海外に在留する日本人が日本人の福利の増進を主たる目的として組織した団体
2. 在外教育施設の設置を目的として申請施設の所在国の法令等に基づき設立される法人その他団体で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が当該在外教育施設の設置運営について関与しているもの
3. 1, 2に準ずる団体

### 【認定の申請】

認定を受けようとする者は、申請施設の設置者の名称、住所、代表者の氏名及び申請施設の名称を記載した申請書に、在外教育施設の認定等に関する規程第17条第1項各号に掲げる書類を添えて、文部科学大臣に申請する。

### 【変更の承認等】

1. 認定施設の設置者は、名称、位置、設置者又は学則\*を変更しようとする場合には、その変更の内容、理由及び時期を記載した書類を文部科学大臣に提出し、その承認を受けなければならない。  
\* 部科及び課程の組織に関する事項、教育課程に関する事項並びに収容定員及び職員組織に関する事項に係る部分の変更に限る。
2. 認定施設の設置者は、校地、校舎、運動場その他直接教育の用に供する土地建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき、又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとする場合には、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
3. 認定施設の設置者は、役員、校長若しくは教頭に変更があった場合又は授業料若しくは入学金の改定があった場合には、遅滞なく、文部科学大臣に届け出なければならない。

### 【認定の取消し】

1. 文部科学大臣は、認定施設が認定の基準又は運営の基準に適合しなくなったとき、認定を取り消すことができる。
2. 認定施設の設置者は、当該認定施設の取消しを申請し、文部科学大臣がこれを承認する場合には、認定の取消しを受けることができる。



**ヨハネスブルグ日本人学校  
(南アフリカ共和国)**  
学習発表会で小学部4、5、6年生が合同で劇を行いました。



**ウィーン日本人学校 (オーストリア)**  
現地のハウプトシューレブルカワ校と交流を行い、手巻き寿司を一緒に作りました。



**シドニー日本人学校 (オーストラリア)**  
併設の国際学級の児童と一緒に昼食をとり、交流を行いました。



**深圳日本人学校 (中華人民共和国)**  
小学部4年生の校外学習で近くの郵便局を訪問しました。

## 表紙の写真

上 段—**ニューヨーク日本人学校  
(アメリカ合衆国)**

：修学旅行でワシントンDCを訪れ、国会議事堂の前で記念撮影をしました。

下段左—**ドバイ日本人学校  
(アラブ首長国連邦)**

：音楽発表会で全校生徒が一丸となって、合唱を行いました。

下段右—**バルセロナ日本人学校 (スペイン)**：小学部4年生の授業でスペイン名物トルティージャを作り、現地文化を学びました。

## 【海外子女教育関係連絡先】

- |                                  |                    |
|----------------------------------|--------------------|
| ◎文部科学省初等中等教育局国際教育課               | 03(5253)4111 (代表)  |
| ◎外務省領事局政策課海外教育班                  | 03(3580)3311 (代表)  |
| ◎財団法人海外子女教育振興財団                  | 03(4330)1341 (代表)  |
| ◎国立大学法人東京学芸大学国際教育センター (全国共同利用施設) | 042(329)7721 (事務室) |

発行：文部科学省 初等中等教育局国際教育課  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

※このパンフレットは、再生紙を使用しています。